第

6 2 5 7

뭉



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2019年)令和元年

8月

9日 金曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所(編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp

♠ 一人当たり 5,000 円以下の飲食費

際費にしなくていいそうですが、要件とかは 特にないのですか?

A:一定の事項を記載した書類を保存して おく必要があります。

【解説】

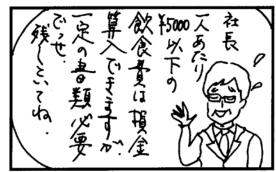
法人税では、一人当たりの飲食費が5,000円 までのものについては、交際費に含めず、損金 の額に算入してよいこととなっていますが、 この規定の適用を受けるためには、次の事項 が記載された書類を保存していなければなり ませんので、注意が必要です。

- ①飲食等のあった年月日
- ②飲食等に参加した得意先、仕入先その他事 業に関係ある者の氏名又は名称及びその関 係
- ③飲食等に参加した者の数
- ④その費用の金額並びにその飲食店、料理店 の名称(店舗を有していないことその他の理 由によりその名称が明らかでないときは、領 収書等に記載された支払先の氏名又は名称) 及びその所在地(店舗を有しないことその他 の理由によりその所在地が明らかでないと きは、領収書等に記載された支払先の住所も しくは居所又は本店もしくは主たる事務所 の所在地)
- ⑤その他参考となるべき事項









【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】